長野市緊急時の子ども支援ガイドライン

2024年4月

長野市緊急時における子ども支援ネットワーク

長野市緊急時の子ども支援ガイドライン

目次

第一章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・1
第二章	長野市における災害時の子ども支援体制・・・・・・・・3
2-1	長野市における災害時の子ども支援体制のあり方
2-2	子どものセーフガーディングのための行動規範
第三章	災害時の子ども支援活動とその留意点・・・・・・・・・6
3-1	情報収集の方法
3-2	居場所支援
3-3	子ども関連施設への支援
3-4	災害時のストレスとメンタルヘルスケア
3-5	緊急物資支援
3-6	経済支援
3-7	子どもの権利保護に関する啓発と子どもの権利擁護など
第四章	特別な配慮が必要な子どもへの支援における留意点 ・・・・・14
4-1	乳幼児
4-2	アレルギー疾患のある子ども
4-3	発達に特性のある子ども
4-4	身体障害のある子ども
4-5	医療的ケアが必要な子ども
4-6	外国にルーツを持つ子ども
	メンタルヘルスの課題を抱える子ども
4-8	様々な家庭の事情を抱えている子ども
4-9	災害により保護者や家族と離ればなれになった子ども
	感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・19
第六章	他団体との連携に向けた平時の備え ・・・・・・・・・20
6-1	ネットワーク拡大に向けた活動
	スキルアップのための活動
6-3	緊急時の子ども支援コーディネーターの育成
6-4	連携団体リスト
第七章	資料の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第一章 はじめに

■ 目的

令和元年東日本台風により、長野市は甚大な被害を受けた。浸水などにより全壊した住家約 900 棟をはじめ、大規模半壊、半壊及び一部損壊を含めて 4,000 棟を超える被害となり、長野市の子ども関連施設では学校施設 7 校、保育所 3 施設、児童センター2 施設及び公園 26 箇所等が被害を受けた。被害のなかった学校や地域の体育館施設なども避難場所として使用され、多くの子どもたちの生活にも大きな影響が出た。被災直後には、保護者が自宅の片付けなど被災の現場に子どもを連れて行かれなく、「安心して子どもを預けられる場所がほしい」との被災者ニーズもあり、行政と NPO が連携して「子どもの居場所」を設置した地域もあった。幾多の支援団体が災害を受けた子どもや保護者に寄り添い支援をする中で、様々な課題が浮き彫りとなり、緊急事態においても子どもを守るためには更なる支援体制の強化が必要であり、団体の枠を超えた地域のネットワークの必要性を支援者間で共有した。

また、地域内外のボランティアや NPO 等の支援団体が現地に駆けつけ、それぞれのスキルを活かして被災者支援に携わる中、情報が錯綜するなど、支援者のコーディネートも大きな課題となった。緊急時の子ども支援を迅速かつ円滑に取り組むためには、平時から「顔の見える関係」を築きながら、民間と行政が一緒になって、活動想定や役割分担、連携方法などについて議論を重ね、長野市のどこで災害がおきても、すべての子どもとその家族に必要な支援が適切に届けられる体制づくりが求められている。

長野市緊急時における子ども支援ネットワークでは、2023年2月の設立以降、緊急時の子ども支援活動が効果的に行われるために、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携を促進しながら、長野市緊急時の子ども支援ガイドラインの作成を行ってきた。本ガイドラインが緊急時における子ども支援コーディネーターや、子ども支援に従事する団体や個人が活用できる、災害時の子ども支援活動実施のための指針となればと思う。

■ 長野市緊急時の子ども支援ガイドラインの支援対象

本ガイドラインは、長野市に居住、在園・在学、在勤する 18 歳未満のすべての子どもとその保護者などを対象とする。原則として 18 歳未満の子どもが対象であるが、学生などの支援を必要とする若者も支援対象に含める。子どもの成長や発達段階に応じた「切れ目のない支援」を、その時の状況により柔軟に行っていくことが大切である。

■ 災害時の子ども支援の原則

災害時は、普段の子どもたちの暮らしの場である家や学校、地域の居場所など子どもたちを取り巻く環境が一変する。親しい人や大切な物を失ったり、住み慣れた家や地域を離れなければならなかったり、被災した家や避難所などでの不自由な生活を余儀なくされる子どももいる。保護者や周囲の大人たちは、自身も被災していたり、復旧・復興のための活動に忙しく、子どもに十分な時間を注ぐことが難しい。そのような中では、子どもが様々なリスクに晒されるなど、子どもたちの権利が守られにくい状況になる。

子どもの問題に取り組む際の国際基準である子どもの権利条約の以下の 4 つの一般原則は、災害時の子どもたちの権利を守るためにも重要である。

【① 生存と発達】

子どもの命が守られ、能力を十分に伸ばして成長できるよう必要な支援を受けられること

【② 差別の禁止】

すべての子どもが性別、障がいの有無、貧富の格差などにより差別されないこと

【③ 子どもの参加】

災害時の支援活動や復興支援活動において、子どもの意見が尊重され、意思決定に参加 できるようにすること

【④ 子どもの最善の利益】

保護者や支援者の都合ではなく、子どもにとって最も良いことを第一に考えること

子どもたちは「今」を生きる主体である。数週間や数ヶ月であっても、子どもにとっては心身の発達に影響を与える重要な時期であり、子どもたちが当たり前の「日常」をできるだけ早くに取り戻せるような支援をいち早く提供することが必要となる。子どもたちや地域の人々が持っている回復力(レジリエンス)を信じ、引き出すような支援が重要である。適切な支援が行き届かない状況が続くと、傷ついた心の回復に時間がかかるだけでなく、子どもの心の傷を深くしてしまうこともある。

復旧・復興段階での復興計画の策定などにおいては、子どもたち自身も重要な役割を果たす当事者として主体的に意見を述べ、意思決定に参加できるような仕組みも必要となる。災害時に子どもたちにいち早く適切な支援を行うためには、平時から「子どもにやさしいまち」の取り組みを推進し、地域の子どもの居場所などで子どもの声に丁寧に耳を傾け、子どもに寄り添える大人、行政と市民との連携・協働を推進するコーディネーターを養成しておくことも重要である。

第二章 長野市における災害時の子ども支援体制

長野市における災害時の子ども支援体制のあり方 2-1

長野市における災害時の子ども支援活動が効果的に行われるためには、地域、分野、 セクターを超えた関係者同士の連携が必要である。平時から「顔の見える関係」を築きな がら、民間と行政が一緒になって活動想定や役割分担、連携方法などについて議論を重 ね、災害時の子ども支援に協働で取り組むことが重要である。

【図 1-①】 長野市における災害時の子ども支援体系図(応急対策期)

長野市

長野市災害対策本部

各部及び関係機関等から 災害の状況、応急対策活 動の実施状況等の情報を 収集し、整理する。



避難所の開設・運営

避難所運営への参画

「長野市避難所運営マニュ アル」に基づき、避難所運 営チーム及び避難所運営委 員会は、子ども支援につい て長野市緊急時における子 ども支援ネットワークへ助 言や避難所運営への協力 を依頼する。

発災

連携調整

【長野市窓口】

総務部危機管理防災課 ↔ 保健福祉部福祉政策課

連携調整

【長野市窓口】 総務部危機管理防災課

連携調整 【長野市社協窓口】 保健福祉部福祉政策課

三者連携 ≪情報共有会議≫

連携調整

【長野市窓口】

こども未来部こども政策課

連携調整

【長野市社協図 保健福祉部福祉政策課

長野市社会福祉協議会

長野市災害 ボランティアセンター

(長野市ボランティアセンター)

市社協は、県社協、日本赤十 字社(長野県支部)、ボラン ティア団体等と協力して設 置・運営する。

- ・ボランティアの受付、登録、 保険加入
- ・ボランティア情報の広報
- ボランティア活動のコーディ ネート
- ・活動に必要な物資の提供
- 関係機関及び災害中間支援 組織との連絡調整

長野県災害福祉広域支援ネットワーク

市外・県外の 子ども支援団体

長野市災害中間支援組織

子ども支援

すべての支援者へ、子どものセーフガ ディングのための行動規範を共有 ※P5 参照

重機支援

食事支援

家屋保全

長野市緊急時における子ども支援ネットワーク

長野市こども未来部こども政策課が調整役となり、長野市との情報共有(家庭の状況や、 1 共同アセスメント 学校、幼稚園、保育所、放課後児童プラザなどの再開状況や、遊び場、子どもの預かり、 学習などの支援状況等)及び、連携調整を行いながら、子ども支援の体制づくりを行う。

② 居場所支援

長野市各地域での被災に備え、地域ごとに居場所運営を担う団体を想定し、居場所運営 ノウハウを共有。在宅避難者などに支援をつなぐハブ的な役割も担える体制を整えてお く。また被災者ニーズに応じて、NPOなどが平時から運営する子ども・若者地域拠点な どを、子ども・若者の居場所として開放することを、長野市とともに検討していく。

③ 子ども関連施設への支援 (施設の修復や備品支援、移動支援、物資支援など)

④ 災害時のストレスと メンタルヘルスケア

- ⑤ 緊急物資支援
- ⑥ 経済支援
- ⑦ 子どもの権利保護に関する 啓発と子どもの権利擁護など



被災地域の住民自治協議会、学校、PTA等と連携し、被災者ニーズに応じた支援プログラムを、地域のNPOやボランティアとともに実施していく。

■ 2-2 子どものセーフガーディングのための行動規範

長野市における災害時の子ども支援に関わるすべての関係者には、長野市緊急時における子ども支援ネットワークが定める「子どものセーフガーディングのための行動規範」への同意を必要とする。

長野市緊急時における子ども支援ネットワーク 子どものセーフガーディングのための行動規範

子どものたちの保護と安全確保のため、長野市緊急時における子ども支援ネットワークを通したすべての活動に携わっていただく際には、以下の行動規範を守っていただきます。

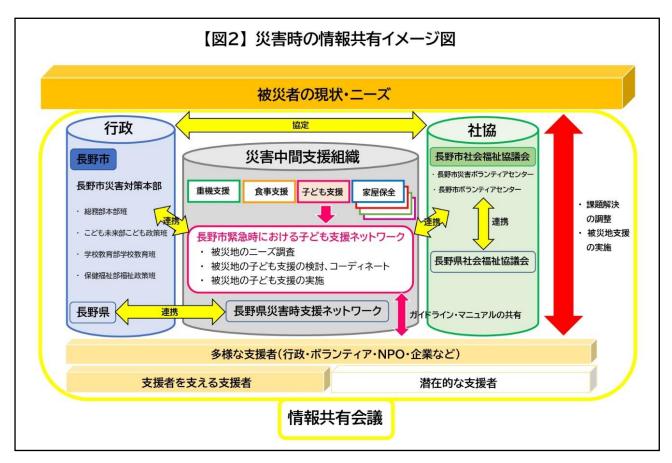
す/	<u>、ての関係者に以下の行為は許されません</u>
	子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
	子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる
	子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な態度の提案や行動をする
	不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取ったり、性的な関係や活動に関わら
	せたり、性的関係を持つ
	子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
	食事を強要する ※アレルギーなどに配慮し、子どもが食べられるものを提供する
	違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
	はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
	特定の子どもを差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきなど他の子どもと異なる扱いをして集
	団から排除する
	活動に関わる子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
\Box	活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る
	※ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
	子どもの写真や動画を本人や保護者の許可なく無断で撮影する
	ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイトに子どもを誘導しその危険にさらす
	規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く
7/	ごもと接する際に以下の点に留意する必要があります
Ш	子どもが落ち着ける環境を整え、子どもの声に耳を傾け、思いや意見を表明できるように支える
	子どもの話を途中で遮ったり、否定したりしない
	子どもが話したくないことは無理に話させない
	※子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて
	子どもたちと話し合う
_	※余震が起こる可能性など、子どもたちが知っておくことで負担軽減につながる情報は、子どもたちに共有する
Ц	活動場所や組織のルールを理解し、単独行動はできるだけ避け、組織的に活動する
Ц	年齢、性別、心身の健康状態や他の状況などに関わらず、すべての子どもに平等に接する
	どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容
	や実施場所を熟考し必要な環境を整える
Ц	どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
	不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
	子どもと話したことや遊びを通じて共有されたことなどは、子どものプライバシーを守るため、基本的には匿
	名で、活動者間での話し合い以外で第三者に共有しない
	保護者に利用方法についての同意を得る 支援者側の燃え尽きを防ぐため、支援者間で話す時間を必ず設け、気持ちを共有し合ったり、休息を設ける
	又族有例の際人心さど的へため、又族有同で語り時间を必り取り、利持りと共有し口づたり、体心と取りる
×.7	この行動規範における子どもの定義は、18歳未満の子ども、学生など支援が必要な若者とする
····	
	上記、すべての項目に同意します。
	令和 年 月 日
	団 体 名/
	担当者氏名/

※ 支援にあたっていただく際には、すべての団体関係者の皆さん一人一人の同意が必要となります

第三章 災害時の子ども支援活動とその留意点

■ 3-1 情報収集の方法

長野市のどこで災害がおきても、すべての子どもとその家族に必要な支援を適切に届けるためには、長野市や長野市社会福祉協議会と連携し、子ども支援コーディネーターを中心に発災後速やかに調査を行い、子どもに関する状況を適切に把握する必要がある。



▶ 情報共有会議への参画

長野市緊急時における子ども支援ネットワークは、長野市で開催される情報共有会議における分野別会議において、「子ども支援」分野を担当し、子ども支援関係者とともに、子どもの置かれている状況(ニーズ・困りごと、支援の状況、課題への対応など)について協議する。また、食と栄養や在宅避難者支援など、他分野との連携を図るため、災害中間支援組織とは密に連絡を取り合い、情報共有や連携を積極的に行う。

▶ 共同アセスメントの調整

情報共有会議や関係者からの聞き取りだけでは、ニーズや困り事の情報が充分に集まらないことがある。長野市緊急時における子ども支援ネットワークでは、子どもの避難生活に関する情報を集め、子ども関連施設などのニーズアセスメントを実施する。その際、

被災者に同じような質問が重複して負担が大きくならないよう、関係者間で調整を行う。 また、避難所などでは、子ども支援を専門としない団体からも様々な支援が行われるこ とが想定されるため、長野市や長野市社会福祉協議会、災害中間支援組織との調整も合わ せて行う。

▶ 情報の整理

誰が(どの団体が)、どこで、どのような活動を行っているのか(どのような課題に対応しているのか)を 3W マッピングシートで整理し、SNS 等を活用して定期的に行政や子ども支援関係者に向けて、長野市緊急時における子ども支援ネットワークが共有を行う。

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
① 居場所支援	災害救助法	災害救助法	団体 A	災害救助法
(遊び・学習等)	団体 A、団体 B			団体 C
② 子ども関連施設への	施設補助	団体 A	施設補助	団体 C
支援	団体 B		団体 A	
③ 災害時のストレスと	カウンセラー	相談窓口		相談窓口
メンタルヘルスケア	県外団体 A			
④ 緊急物資支援	企業 A	企業 B		災害中間支援組織
⑤ 経済支援				
⑥ 子どもの権利保護に				
関する啓発と権利擁				
護など				

支援制度の周知

長野市と連携し、 避難所の掲示板 などを利用して 住民への周知に、 行うとともになる 報共有会議を を通して支援者 への周知を行う。

民間団体からの 提案

子ども支援団体からの課題解決に向けた提案や支援の申し出る。 を表して受ける。 を表して受ける。 を表して受ける。 である。

マッチング

さらなる支援の呼びかけ

ニーズ>支援リソースの場合、地域団体や外部の専門団体、一般市民に広く呼びかけ、新たな支援者を募る。

制度の柔軟な 運用提言

制度運用改善が 課題解決につな がることがある。 情報共有会議や 長野市との調整 会議などにおい て提言を行う。

▶ 子どもの状況把握に必要な情報

- ・ 子育て世帯や子ども関連施設(保育所、学校、児童養護施設など)の被災状況
- ・ 避難所(在宅避難や車中泊避難も含めた)の子どもの人数
- ・ 避難所(在宅避難や車中泊避難も含めた)での子どもの安全やジェンダーへの配慮の状況 ※子ども(男女)、保護者、子ども支援者(先生、保育士)などから直接状況を聞き取る
- ・ 障がいのある子どもや若者、外国にルーツを持つ子どもなどがおかれている状況
- ・ 被災地域で子どもや若者を対象とした支援を行っている団体、性暴力、障がい、外国 にルーツを持つ子ども支援、LGBTQ(性的少数者)の若者支援などに取り組んでいる団 体の被災状況や支援実施状況
 - ※平時より、長野市緊急時における子ども支援ネットワークへの参画を促しながら、 緊急時の連携体制を構築する。

【図4】アセスメントシート 【長野市〇〇地区】

子ども支援分野の活動	把握する状況	主な 情報収集先
① 居場所支援	・子ども関連施設の被災状況	行政、民間
(遊び・学習など)	・遊び場、子どもの預かり、学習などの支援状況	民間
	・乳幼児を持つ母親への支援状況(授乳・調乳コーナー等)	民間
	・災害救助法の学用品配布支援状況(内容、タイミング)	行政
② 子ども関連施設への	・子ども関連施設への補助制度の状況 (内容、タイミング)	行政
支援	・授業料などの減免措置などの支援状況	行政
	・その他の学用品、制服、補助教材等の配布状況	行政、民間
③ 災害時のストレスと	・子ども、保護者への相談窓口などの開設方法	行政
メンタルヘルスケア	・緊急スクールカウンセラー等の派遣状況	行政
	・子どものための心理的応急処置などの普及状況<※>	民間
④ 緊急物資支援	・避難所、在宅避難などの指定外の避難先での子どもや	行政、民間
分 未心切良又成	若者への物資支援の状況	
⑤ 経済支援	・給付金など公的な支援制度や民間の支援状況	行政、民間
	・避難所等での性暴力や子どもや若者に対するその他	行政、民間
⑥ 子どもの権利保護に	の暴力に関する情報	
関する啓発と権利擁 護など	・チラシなどの配布状況	行政、民間
рх·о-С	・子どもの権利保護に関する相談窓口の開設状況	行政、民間

<※>「子どものための心理的応急処置(子どものための PFA)」の参考サイト
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/

■ 3-2 居場所支援

子どもや若者、保護者が安心・安全に過ごせる子どもの居場所を、避難所などに設置・ 運営することで、遊びや学習など、子どもたちの日常生活を維持し、心の安定を取り戻 しやすくすることが必要。

共同アセスメント

- ・家庭、学校、幼稚 園、保育所、放課 後児童クラブな どの状況確認
- ・遊び場、子ども の預かり、学習な どの支援の状況 の確認

居場所の設置・運営

- ・長野市が「長野市避難所運営マニュアル」 に基づき、キッズスペースや学習スペース など、子どもの居場所を設置し、NPO法 人などボランティア団体へ協力を依頼
- ・長野市こども未来部こども政策課を通して、長野市緊急時における子ども支援ネットワークと連携

モニタリング

・地域の参加者とともに、月1回~数回程度のモニタリング評価を行い、活動内容や活動ステップの修正について検討

▶ 子どもの居場所に必要な「子どもにやさしい空間」の考え方

「子どもにやさしい空間<※>」とは、災害などの緊急時において、避難した先で子どもたちが安心・安全に過ごすことができる場を指す。

緊急時の子どもたちは、恐怖や喪失の体験、危険な状況からの避難、住み慣れた家や地域からの移動、避難先での不自由な生活など、多くの困難に直面する。こうした困難な状況では、安心・安全な生活環境、心や体の健康的な発達、遊びや学び、人とのつながりといった、様々な「子どもの権利」が侵害されやすくなる。子どもたちにとっては数週間や数カ月間でも心身の発達に重要な時期であり、子どもたちと周囲の大人に適切な支援の場を届けていくことが必要である。

子どもの居場所では、「子どもにやさしい空間」の考え方に基づき、子どもたちの遊び や学び、心や体の健康を支えるための多様な活動や情報を提供する。

<※>「子どもにやさしい空間」の参考サイト
 公益社団法人日本ユニセフ協会 https://www.unicef.or.jp/kinkyu/japan/pdf/cfs.pdf

▶ 活動内容を決定する際のポイント

- ・ 子どもや若者、保護者の安心・安全を確保する場を提供する
- ・ 子どもの発達を促進するような遊びや学びの機会を提供する
- 子どもたちを支えるための、多様な活動を提供する
- ・ 地域のニーズと対応力に応じた活動を行うために、子どもたちや地域の大人たちと 一緒に活動内容を計画する
- ・ 子どもの居場所はすべての子どものためのものであるため、性別や年齢、その他の理 由による差別が行われず、誰もが自由に遊びや学びのできる空間にする
- ・ 様々な障がいを持つ子どもも、必ず尊重され、地域に積極的に参加して活動を

体験できるようにする

・ 地域の習慣や文化にあった活動を用意するよう、スタッフは十分に注意する

▶ 空間をデザインする際のポイント

子どもの居場所が、子どものニーズにあった効果的な空間デザインになるように、子どもや地域の人たちと一緒に取り組む。

被災者ニーズに応じて、NPOなどが平時から運営する子ども・若者拠点などを、子ども・若者の居場所として開放することを、長野市とともに検討していく。

▶ 人材を確保し、運営する際のポイント

子どもの居場所を円滑に運営するために、平時より適切な人材を確保・育成する。活動に参加する際には、長野市緊急時における子ども支援ネットワークが定める「子どものセーフガーディングのための行動規範」(P5)への同意を求め、同意者のみ受け入れる。

■ 3-3 子ども関連施設への支援

被災した子ども関連施設(学校、保育所、児童プラザ、児童福祉施設、公園など)ができるだけ早く復旧することは、子どもたちが日常に戻れることにつながる。

そのためには、施設の修復や備品支援、移動支援、物資支援などの支援が必要。

▶ 行政による支援

- ・ 学用品などの支給(災害救助法)
- 社会福祉施設の復旧費国庫補助(厚生労働省)
- 文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調查要領
- · 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領

▶ 民間による支援

・ 施設の修繕や備品の支給 ・ 通学や移動の支援 ・ 学用品や制服などの支給

■ 3-4 災害時のストレスとメンタルヘルスケア

日常が奪われることから子どもたちが受ける影響は図り知れず、不安を抱えたり、いつもと違った反応を示したり、感情を全く示さなくなる子どももいる。このような反応は、緊急時には正常な反応であり、子どもがケアを求めるための必要な反応と考え、そういった反応を異常な行動や反応とは見なさず、子どもに寄り添える大人がそばにいることで子どもの回復していく力を促進することが大切である。

▶ 子どもの心の応急手当て

被災した子どもたちの心を傷つけずに対応するためには、子どもの心の応急手当て (子どものための心理的応急処置<※>) について学ぶ必要がある。

危機的状況化で子どもが示す一般的な反応例

- 〈**0~3 歳くらい**〉 何が起きたのか理解できず、ただただ親や養育者にしがみついたり、離れなくなったり、以前は怖がらなかったことを怖がることがある。睡眠や食事行動に変化が起きたり、より幼い行動に戻ることもある。
- 〈4~6 歳くらい〉 親や養育者(主たる愛着対象)の反応を見て、事実の推測をする。また、想像力豊かな内面を持っていて、想像的な考え方をすることがよくあるため、悲惨な出来事を自分のせいだと考え、現実にないことを言い出すこともある。
- 〈**7~12 歳くらい**〉 起きた出来事について同じ言葉や方法で繰り返し話したり、起きた出来事を遊びの中で表現したりすることがある。これらは、子どもの自然なストレス対処方法の一つでもあるため、遊びを無理に止めずに見守り、良い結果に導けるよう接する。
- 〈13歳以上くらい〉 緊急時の深刻さを自分の視点からだけではなく、他者の視点からも理解できるようになる。強い責任感や罪悪感もこの年齢の子どもによくみられる感情で、自滅的な行動をとったり、他者を避けたり、攻撃的な行動が増すこともある。親や権威に対して反抗的になり、社会に適合するために、より仲間を頼るようになる。
 - <※> 「子どものための心理的応急処置(子どものための PFA)」の参考サイト 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/

■ 3-5 緊急物資支援

避難所での生活や在宅避難という非日常の中でも、子どもの安心・安全な生活が確保 されるためには、子どもや子育て家庭に必要な物品が行き届いている必要がある。

子どもや保護者などが取りに行ける場所に、必要に応じて物資を選べる環境を整え、 物資配布に関する情報を適切に届けていくことが必要。

▶ 行政による支援

長野市避難所運営チームは、各避難所等からの物資の要望を受け、物的支援チームと連携し、物資の調達にあたる。

▶ 民間による支援

- ・ 被災した子どもが必要とするおもちゃや学用品などの物資の支給 ※ 子どもの居場所の中で運営団体が配布を行い、自由に持っていけるようにする
- ・ 企業に対して支援を呼びかけ、必要に応じて災害時の子ども支援のための企業登録な ども検討し、物資を確保する

令和元年東日本台風時に活用された民間の物資支援

被災地支援のための「ほしい物リスト」(Amazon)

https://www.aboutamazon.jp/news/disaster-relief/how-to-create-a-wish-list-for-disaster-area-support スマートサプライ

https://smart-supply.org/

■ 3-6 経済支援

災害により困窮する可能性のある、また困窮度合いが増す子どもや子育て世帯を、行政からの給付や民間支援など、必要とされる経済的な支援につなげる必要がある。

▶ 行政等による支援

- ・ 特別支援学校等への就学奨励事業(長野県、長野市、在籍する各学校)
- ・ 小中学生の就学援助(長野市、在籍する各学校)
- ・ 高等学校授業料等減免措置(長野県、長野市、在籍する各学校)
- ・ 高校生奨学給付金(長野県、長野市、在籍する各学校)
- ・ 高校教育就学支援新制度(在籍する各学校、日本学生支援機構)
- ・ 大学等授業料等減免措置(在籍する各学校)
- ・ 国の教育ローン (株式会社日本政策金融公庫教育ローン)
- ・ 緊急応急採用奨学金(在籍する各学校)
- 児童扶養手当等の特例措置(長野市)
- ※ 被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

▶ 民間による支援

- ・ 子ども支援団体による情報提供(長野市緊急時における子ども支援ネットワーク)
- ・ 企業等による給付金、クーポン券などの支給

■ 3-7 子どもの権利保護に関する啓発と子どもの権利擁護など

災害などの緊急時には、慣れない生活における家族のストレスなどからの虐待など、子どもへの暴力が顕在化することが多い。夫婦間の暴力(DV)も増えるため、心理的な虐待を経験する子どもも増える。災害支援には様々な人々が出入りするため、性暴力や知らない人からの声がけ、誘拐未遂なども発生しやすい。あらゆる暴力から子どもたちを守るためには、保護者やコミュニティへの啓発活動や、子どもや保護者からの相談対応の窓口の設置が必要である。

▶ 行政等による支援

長野市避難所運営チームは、災害時における交通及び地域安全の確保に係る業務に関する協定を活用し、(一社)長野県警備業協会に「交通誘導」「施設警備」を依頼する。また、 長野市対策本部に駐留している警察の情報連絡員を通じて、警察官による避難所パトロールや警備を依頼する。

▶ 民間による支援

- ・ 保護者やコミュニティへの啓発活動
- ・ 子どもや保護者からの相談への対応

長野市緊急時における子ども支援ネットワークには、平時から虐待を受けている子ども、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ(性的少数者)の子ども、不登校、障がいのある子ども(医療、発達障がいなど)への支援に携わる団体が参画しており、子どもの居場所支援を実施する際などに、子どもや保護者の声を聴き、気づいた点などがあれば、必要に応じて相談機関につなげる体制が整っている。

第四章 特別な配慮が必要な子どもへの支援

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応には、子どもの保護者、普段から子どもをケアしている支援者、専門職・専門機関等との連携が不可欠である。また、地域の中で特別な配慮が必要な子どもへの理解者を増やしていくことが、緊急時の備えにつながる。

■ 4-1 乳幼児

乳幼児は、要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料・水の配布等に配慮しなが ら、心身の健康状態に応じた支援を届ける必要がある。

▶ 乳児

乳児は、母乳や乳児用ミルクがなければ生きていけない。乳児に継続的な支援をいき わたらせるためには、災害時も安心して授乳できるための環境(プライベート空間の確 保など)を整えるとともに、総合的に母子の状況を判断し、支援を行うことが重要であ る。お母さんたちの声に寄り添って耳を傾けることが災害時も大切である。

※ 被災地の避難所で生活をする赤ちゃんのための Q&A (日本新生児成育医学会)(被災者向け)

http://plaza.umin.ac.jp/~jspn/shinsai/qafamily.html

赤ちゃん防災プロジェクト 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き

(公益社団法人 日本栄養士会) https://www.dietitian.or.jp/about/

災害時の乳幼児栄養の支援情報(母と子の育児支援ネットワーク)

https://i-hahatoko.net/?page_id=711

幼児

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、この時期の経験は将来に大きな影響を及ぼす。子どもは不安に圧倒されると、普段とは違う行動や身体の反応に現れることがあり、赤ちゃん返りも多く見られる。保護者が安定して子どもに関わることが重要で、保護者の不安に寄り添った支援が必要である。

乳幼児支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野市もんぜんぷら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」

https://www.na-kodomo.com/

長野市篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」

https://s-konoyubitomare.jimdofree.com/

地域子育て支援センター

https://www.city.nagano.nagano.jp/n117000/kosodate/p001509.html

長野市小児科医会

公益社団法人 長野市歯科医師会

■ 4-2 アレルギー疾患のある子ども

アレルギー疾患(ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど)のある子どもたちは、ストレスや不安、環境の変化などによって症状を発症することが多くある。症状の悪化を防ぐためには、清潔な環境を整え、ぜんそく発作やアナフィラキシーを発症した時には速やかに医療を受けられる体制づくりが必要である。食物アレルギーは症状が出たら重篤な場合も多い。早い段階での確認が必要である。

※ 災害派遣医療スタッフ向けのアレルギー児対応マニュアル/支援者向け(日本小児アレルギー学会)

https://www.jspaci.jp/gcontents/manual/

災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット(日本小児アレルギー学会)

https://www.jspaci.jp/gcontents/pamphlet/

アレルギー疾患のある子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野市保健所

長野市小児科医会

清泉女学院大学

公益社団法人 長野県栄養士会

■ 4-3 発達に特性のある子ども

発達に特性のある子どもやその家族にとって避難所での生活は、目を離せない状況などから子どもと保護者が抱えるストレスは大きい。発達に特性のある子どもの特性は一人ひとり異なり、支援方法が普段と大きく異なると混乱を招くこともあるため、本人や家族など、本人の様子をよく知る人にできるだけ確認することが必要であると同時に、発達障害について知識があり、「どんなふうに情報を伝えたらよいのか」「どんなふうに対応したらよいのか」をアドバイスや判断のできる人の存在が必要である。子どもの見守りや支援物資調達の代行など、物理的支援も必要である。

発達に特性のある子どもたちの中で、個別避難計画が作成されている子どもたちは、個別避難計画に沿って支援が行われる。

※ 災害時の発達障害児・者支援について(支援者向け)(発達障害情報・支援センター)

http://www.rehab.go.jp/ddis/disaster/

自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック(支援者向け)(日本自閉症協会)

http://www.autism.or.jp/bousai/kaitei/siensyayou2012.pd

発達に特性のある子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野市発達相談支援センター/児童発達相談支援センター(長野県)

(受託団体) 社会福祉法人 森と木

http://www.moritoki.jp/

児童発達支援センター にじいろキッズらいふ

https://nagano-shajikyo.or.jp/n-k-life/

長野県長野養護学校

https://www.nagano-c.ed.jp/nagayo/

■ 4-4 身体障害のある子ども

身体機能に障害のある子どもたちの中で、個別避難計画が作成されている子どもたちは、個別避難計画に沿って支援が行われる。個別避難計画のない子どもたちに対しても、近隣住民が避難支援にあたることが望ましく、各地域の中での理解者を増やし、平時からの関係性づくりが必要不可欠である。視聴覚に障害を持つ子どもや保護者は、正確な情報を得にくいため、視覚・聴覚どちらからも情報を得られる環境づくりが必要である。

また、一般の避難所での生活が困難な場合には、安心・安全に過ごせるための福祉避難 所が開設される。長野市では、災害時に福祉避難所が適切に確保できるよう、長野市地域 防災計画に基づき福祉避難所の指定を進めている。

身体障害のある子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野市発達相談支援センター/児童発達相談支援センター(長野県)

(受託団体) 社会福祉法人 森と木

http://www.moritoki.jp/

児童発達支援センター にじいろキッズらいふ

https://nagano-shajikyo.or.jp/n-k-life/

長野市障害者福祉センター

https://nagano-sfc.jp/

国立病院機構 東長野病院

https://higashinagano.hosp.go.jp/index.html

■ 4-5 医療的ケアが必要な子ども

人工呼吸器による呼吸管理や、経管栄養、たんの吸引、導尿など、医療的ケアを日常的に必要とする子どもたちは、個別避難計画に沿って支援が行われる。いざという時にも困らないよう、日頃から保健所や学校等と連携しながら、避難シミュレーションも実施しているケースもあり、近隣住民の理解と支援が必要不可欠である。

また、一般の避難所での生活が困難な場合には、安心・安全に過ごせるための福祉避難 所が開設される。長野市では、災害時に福祉避難所が適切に確保できるよう、長野市地域 防災計画に基づき福祉避難所の指定を進めている。

※ 医ケア児家庭と EV ボラ つながりづくり事業 (長野県社会福祉協議会)

https://www.nsyakyo.or.jp/icare-ev/

医療的ケアが必要な子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野市保健所

長野県医療的ケア児等支援センター(長野県健康福祉部障がい者支援課)

https://www.nsyakyo.or.jp/icare-ev/

清泉女学院大学

https://www.seisen-jc.ac.jp/

児童発達支援センター にじいろキッズらいふ

https://nagano-shajikyo.or.jp/n-k-life/

ほっとらいふ相談室桃の郷

https://nagano-shajikyo.or.jp/hot-so/

■ 4-6 外国にルーツを持つ子ども

外国にルーツを持つ子どもたちは、日本語が不自由であったり、日本の生活環境に不慣れであったり、災害のことを知らなかったりすることが多い。平時から災害時対応を考え、多言語支援体制の構築に活かす「災害時の多言語支援のための手引き」や、多言語による文字情報の提供が可能な「多言語表示シート作成ツール」の活用などを視野に入れ、災害時の支援体制を整える必要がある。

※ 災害時多言語情報 (自治体国際化協会:クレア) http://dis.clair.or.jp/

外国にルーツを持つ子どもへの支援における主な関係機関

長野市国際交流コーナー

https://kokusai.sakura.ne.jp/

■ 4-7 メンタルヘルスの課題を抱える子ども

第三章 災害時のストレスとメンタルヘルスケアで触れたように、日常が奪われることから子どもたちが受ける影響は図り知れない。特に日常からメンタルヘルスの課題を抱える子どもたちにとって避難所での生活は負担感が大きく、在宅避難や車中泊につながるケースもある。子どもたちそれぞれの状況や特性に合った支援につなげていくことが重要である。

▶ 引きこもり状態などにある子ども

日常からメンタルヘルスの課題を抱える子どもたちは、避難所での生活に拒否反応を示すことが多い。特に引きこもりの状態にある子どもたちとその家族は、地域とのつながりが持ちにくくなっていることもあり、情報伝達の遅れも危惧される。平時から支援を行うNPOなどとともに、独自の情報発信手段なども設けて対象者とつながり、子どもたちそれぞれの状況や特性に合った支援につなげていくことが重要である。

メンタルヘルスの課題を抱える子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html まいさぽ長野市(長野市社会福祉協議会)

https://www.csw-naganocity.or.jp/index.php?/page-c/service/c1

若槻養護学校

https://www.nagano-c.ed.jp/wakayou/

■ 4-8 様々な家庭の事情を抱えている子ども

▶ 社会的養護の子ども

様々な事情により日常から親と一緒に暮らせていない子どもたちの家庭形態は、里親と暮らしている子、施設で暮らしている子など様々である。子どもたちそれぞれの置かれている環境を考慮し、慎重な言葉がけが必要である。

▶ 様々な家庭の事情に困難を抱えている子ども

近年、子どもたちや保護者が抱える課題は複雑多様化しており、被災時にはその課題が表面化・深刻化することが多い。子どもたち一人ひとりの声に耳を傾け、子どもたちが抱える困難に気づき対応できる環境を整えることが必要である。

日常から子育てを孤立させず、地域全体で子どもやその保護者を見守りサポートしていける仕組みづくりが重要である。

様々な家庭の事情を抱えている子どもへの支援における主な関係機関

こども総合支援センター「あのえっと」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n115100/contents/p005554.html

長野県中央児童相談所

https://www.pref.nagano.lg.jp/chuojido/

松代児童相談センター「ふらっと」

https://matsushiro-fukushi.jp/list/flat/

■ 4-9 災害により保護者や家族と離ればなれになった子ども

子どもにとって保護者は、自身の安全・安心を確保するために必要不可欠な存在である。 災害によって保護者と離ればなれになっている子どもがいた場合には、必要な情報(名 前、保護者など家族の名前、住所、学校名など)を聞き出し、適切な専門機関につなげる 必要がある。避難所内では、常にスタッフの目が行き届く環境で、人の出入りが少ない安 心な場所を確保することが重要である。子どもたちに接する際には、「すぐに家族に会え るよ」など、果たせないかもしれない約束は避ける。

※ ストレス・災害時こころの情報支援センター

https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/

第五章 感染症対策

災害時には、感染症の感染拡大リスクが高まる。特に不特定多数の人が生活をともにする 避難所では、乳児から高齢者まで様々な特性をもった人が存在するため、感染症にかかりや すい。特に乳幼児や高齢者の要配慮者などは抵抗力が弱く、感染症に罹患した場合には重篤 になる場合もあるため、避難所に子どもの居場所スペースを設置する場合には注意が必要で ある。

飛沫感染や空気感染を防ぐため、手洗いと換気を徹底するとともに、「他人にうつさない」 ための咳エチケットの徹底が必要となる。また、子どもは自分で状態を訴えることができな いため、一人一人の健康状態のチェックも必要であり、検温し記録することが重要である。 トイレ、手洗い場、食事内容・場所等は限られた環境であるが、衛生管理や感染対策を推 進していく必要がある。発災後1週間以降は、特に感染症の増加が懸念される。

また、日頃から感染対策備品(手洗い用せっけん、非接触型体温計、マスク)を備えておくことが必要である。子どもの居場所の責任者の下、全スタッフが子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、感染症対策に組織的に取り組んでいくことが求められ、日頃から地域の小児科医等とも連携しておくことが大切である。

第六章 他団体との連携に向けた平時の備え

災害などの緊急時には、地域内外のボランティアや NPO 等の支援団体が現地に駆けつける。支援者が持つスキルを最大限に活かす環境を整えるためには、平時から「顔の見える関係」を広域に築きながら、学びの場や交流の場を設けていくことが必要である。

■ 6-1 ネットワーク拡大に向けた活動

長野市内外の子ども支援団体、子ども支援に関心を持つ個人等に、平時だけでなく緊急時の子ども支援の大切さや平時からの連携の必要性を周知しながら、交流の場などを設け、ネットワークへの参画を促す。また、企業からの人的・物的支援も視野に入れながら、緊急時の子ども支援活動への参画の声がけを積極的に行っていく。

▶ 交流会

行政・学校・企業・社会福祉団体・地域・NPOなど様々な立場の人たちが一堂に会し、 それぞれの立場からの意見を聞き、互いを知り理解することで、連携のあり方について考 える機会を継続的に設ける。

■ 6-2 スキルアップのための活動

緊急時の子ども支援活動に必要な知識やノウハウを、学習会などを通して支援者間で 共有するとともに、子どもたちやその保護者に向けて、防災意識を高めるための学びの 場を提供する。

▶ 学習会

緊急時の子ども支援活動に携わる関係者が課題を共有し、必要な学びをともに考え、ともに学び合う環境を整える。

▶ 災害支援訓練の実施(地区や学校との共同訓練を想定)

長野市緊急時の子ども支援ガイドラインに基づき、緊急時を想定した災害支援訓練を、 地域関係者とともに、長野市各地域で行う。

▶ 防災講座/子ども防災ワークショップ

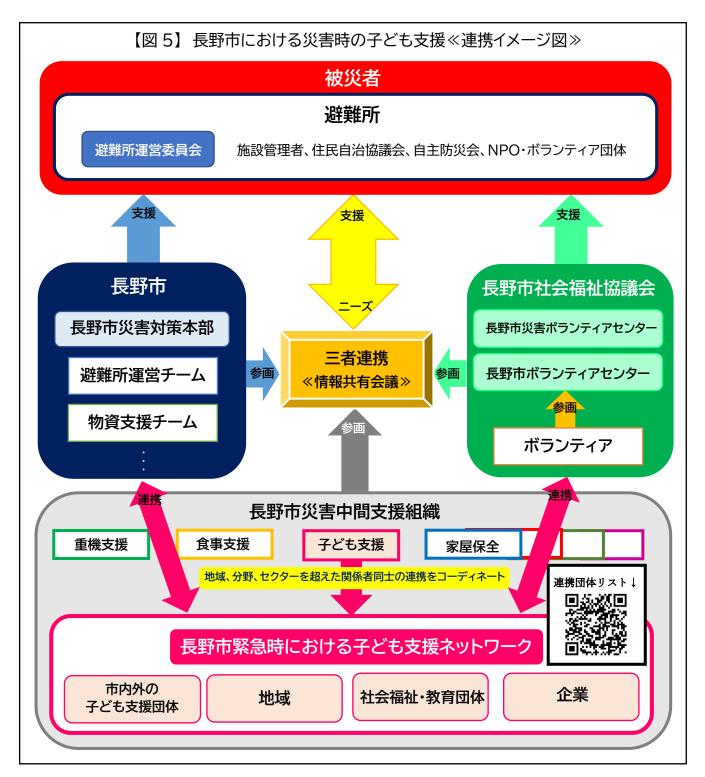
子どもたちやその保護者に向けて、防災意識を高めるための学びの場を提供する。

■ 6-3 緊急時の子ども支援コーディネーターの育成

緊急時の子ども支援が迅速に、効率よく実施され、子どもが誰一人取り残されないよう、緊急時の子ども支援コーディネーターを育成する。

■ 6-4 連携団体リスト

連携団体情報を常時更新しながら、緊急時の子ども支援体制を明確にしていく。



第七章 資料の紹介

≪全般≫

認定 NPO 法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

被災者支援コーディネーション ガイドライン (発行:2022年3月)

 $\underline{https://jvoad.jp/wp\text{-}content/uploads/2022/04/93520f358b2bbd6f6921df5a58dc867f.pdf}$

分野別ガイドライン 子ども支援(発行:2022年3月)

https://jvoad.jp/wp-content/uploads/2022/04/fec22de154f90365339a2e3aec711495.pdf

≪第三章 災害時の子ども支援活動とその留意点≫

3-2 居場所支援

「子どもにやさしい空間」の参考サイト

公益社団法人日本ユニセフ協会

https://www.unicef.or.jp/kinkyu/japan/pdf/cfs.pdf

3-4 災害時のストレスとメンタルヘルスケア

「子どものための心理的応急処置(子どものための PFA)」の参考サイト

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/

3-6 経済支援

被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

≪第四章 特別な配慮が必要な子どもへの支援≫

4-1 乳幼児

被災地の避難所で生活をする赤ちゃんのための Q&A(日本新生児成育医学会)(被災者向け)

http://plaza.umin.ac.jp/~jspn/shinsai/qafamily.html

赤ちゃん防災プロジェクト 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き

(公益社団法人日本栄養士会)

https://www.dietitian.or.jp/about/

災害時の乳幼児栄養の支援情報(母と子の育児支援ネットワーク)

https://i-hahatoko.net/?page_id=711

4-2 アレルギー疾患のある子ども

災害派遣医療スタッフ向けのアレルギー児対応マニュアル/支援者向け(日本小児アレルギー学会) https://www.jspaci.jp/gcontents/manual/

災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット(日本小児アレルギー学会) https://www.jspaci.jp/gcontents/pamphlet/

4-3 発達に特性のある子ども

災害時の発達障害児・者支援について(支援者向け)(発達障害情報・支援センター) http://www.rehab.go.jp/ddis/disaster/

自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック(支援者向け)(日本自閉症協会) http://www.autism.or.jp/bousai/kaitei/siensyayou2012.pd

4-5 医療的ケアが必要な子ども

医ケア児家庭と EV ボラ つながりづくり事業(長野県社会福祉協議会) https://www.nsyakyo.or.jp/icare-ev/

4-6 外国にルーツを持つ子ども

災害時多言語情報 (自治体国際化協会:クレア)

http://dis.clair.or.jp/

4-9 災害により保護者や家族と離ればなれになった子ども

ストレス・災害時こころの情報支援センター

https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/

本ガイドラインの記載事項は、現時点の状況やこれまでの経験に基づくものであり、支援に関する状況や社会状況の変化に合わせて、ガイドラインは随時更新していきます。



最新版はこちらからご覧いただけます→

発行/長野市緊急時における子ども支援ネットワーク

≪長野市緊急時の子ども支援ガイドライン作成委員会≫(※ 五十音順/敬称略)

NPO法人災害時こどものこころと居場所サポート

NPO法人長野県NPOセンター

NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト

社会福祉法人 湖会 児童養護施設 松代福祉寮

清泉女学院大学

ながの子どもを虐待から守る会

長野市災害ボランティア委員会

長野市篠ノ井こども広場このゆびとまれ

長野市もんぜんぷら座こども広場じゃん・けん・ぽん

hanpo

ブルースカイ (登校拒否を考える親と子の会)

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

「相談役]

長野市

長野市教育委員会

長野市社会福祉協議会

※ 長野市緊急時における子ども支援ネットワーク会員を含む子ども支援・災害支援の関係者の皆様にも ご協力いただきました。

≪協賛≫

ライオンズクラブ国際協会 334-E 地区(長野県ライオンズクラブ)

※ 長野市緊急時の子ども支援ガイドラインの印刷・製版にかかる経費をご支援いただきました。

長野市緊急時の子ども支援ガイドライン

2024年4月25日 初版第一刷発行

発行/長野市緊急時における子ども支援ネットワーク

<事務局>

特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト 〒380-0835

長野市大字南長野新田町 1485-1 もんぜんぷら座 1 階 TEL 026-225-9354

印刷・製本/ブンカ印刷株式会社